三　施行日前に入管特例法第五条第一項に規定する者で同項の規定による許可の申請をしたものが、施行日後に当該申請に係る特別永住者証明書の交付を受けた場合において、新入管特例法第十六条の二第一項（入管特例法第十四条第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請（当該特別永住者証明書の交付の日において行うものに限る。）又は当該申請に併せてされた新入管特例法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

四　施行日前に入管特例法第十一条第一項の規定による届出又は改正法第二条の規定による改正前の入管特例法第十二条第一項若しくは入管特例法第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請をした者が、施行日後に当該届出又は申請に係る特別永住者証明書の交付を受けた場合において、新入管特例法第十六条の二第一項（入管特例法第十四条第一項後段の規定による申請に係る部分に限る。）の規定による申請（当該特別永住者証明書の交付の日において行うものに限る。）又は当該申請に併せてされた新入管特例法第十六条の二第四項の規定による申出に基づき同条第六項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、施行日（令和八年六月十四日）から施行する。

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日前にされた入管法第十九条の十三第一項後段の規定による申請に基づく同条第四項において準用する入管法第十九条の十第二項の規定による在留カードの交付に係る手数料の額については、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法施行令（以下「新入管法施行令」という。）第二十五条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この政令の施行の日前に交付された在留カードを所持する中長期在留者が、新入管法第十九条の十五の二第一項（第二号に係る部分（入管法第二十二条第一項の規定による申請に係る部分を除く。）に限る。）の規定による申請に基づき新入管法第十九条の十五の二第五項の規定により特定在留カードの交付を受ける場合における手数料の額については、新入管法施行令第二十五条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る新入管法第十九条の十五の二第一項第二号に掲げる申請（入管法第二十二条第一項の規定による申請を除く。）に係る新入管法施行令第二十五条第一項第一号又は第二号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の日前にされた入管特例法第十四条第一項後段の規定による申請に基づく同条第四項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の交付に係る手数料の額については、第二条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の項中「第三条」の下に「並びに第三条の二第三項及び第四項」を加え、同表日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）の項中「、第二条及び」を「及び第二条第一項（これらの規定を第八条第三項において準用する場合を含む。）並びに」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋

条　約

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第十三号

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定

前文

この協定の締約国は、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の関連規定（海洋環境を保護し、及び保全する義務を含む。）を想起し、

条約に定める権利、義務及び利益の均衡を尊重する必要性を強調し、

特に、海洋生態系に及ぼす気候変動の影響（例えば、温暖化及び海洋の溶存酸素量の減少）、海洋の酸性化、プラスチックによる汚染を含む汚染及び持続可能でない利用に起因する海洋の生物の多様性の喪失及び生態系の劣化に一貫した、かつ、協力的な方法で対処する必要性を認識し、

いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に一層取り組むための条約に基づく包括的かつ世界的な制度の必要性を意識し、

人類全体の利益及びニーズ、特に開発途上国（沿岸国であるか内陸国であるかを問わない。）の特別の利益及びニーズを考慮した公正かつ衡平な国際経済秩序の実現に貢献することの重要性を認識し、

また、能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を通じた開発途上国である締約国に対する支援が、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用という目的を達成するための不可欠の要素であることを認識し、

先住民族の権利に関する国際連合宣言を想起し、

この協定のいかなる規定も、先住民の既存の権利（先住民族の権利に関する国際連合宣言に掲げる権利を含む。）又は適当な場合には地域社会の既存の権利を減じ、又は消滅させるものと解してはならないことを確認し、

いずれの国も、自国の管轄又は管理の下にある活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を実行可能な限り評価するという条約に定める義務を認識し、

事件又は活動から生ずる汚染が条約に従って主権的権利が行使される区域を越えて拡大しないことを確保するために全ての必要な措置をとるという条約に定める義務に留意し、

海洋環境を保護し、海洋環境に配慮し、及び海洋環境の責任ある利用を確保し、海洋生態系を本来のままの状態において維持し、並びにいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性の固有の価値を保全することにより、現在及び将来の世代のためにいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋を管理する者として行動することを希望し、

いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の生成、取得の機会及び利用が、当該デジタル配列情報の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分とあいまって、研究及びイノベーション並びにこの協定の一般的な目的に貢献することを認め、